

改正個人情報保護法における同意取得について

第3回 ゲノム医療等実用化推進TF

平成27年12月25日

参考
資料2

	現行	改正
個人情報	○取得時 ・個人情報を取り扱うに当たっては、<u>できるかぎり利用目的を特定しなければならない</u>。 ・個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、<u>その利用目的を、本人に通知し、又は公表すること</u>。 ○第三者提供 ・<u>原則として、本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない</u>。 ・本人の求めに応じて、第三者への提供を停止することとしている場合であって、以下を<u>通知又は、本人が容易に知り得る状態に置いているときは、オプトアウト可</u>。 第三者への提供を利用目的とすること 第三者に提供される個人データの項目 第三者への提供の手段又は方法 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること	 <u>改正せず、従前どおりの取扱い</u> ○第三者提供 ・<u>原則として、本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない</u>。 ・本人の求めに応じて、第三者への提供を停止することとしている場合であって、以下を<u>通知又は、本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、オプトアウト可</u>。 第三者への提供を利用目的とすること 第三者に提供される個人データの項目 第三者への提供の方法 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること 本人の求めを受け付ける方法(新)
要配慮個人情報	(規定なし)	○取得時 ・<u>本人同意を得ない取得を原則禁止</u>。 ○第三者提供 ・<u>原則本人同意が必要</u>。 ・<u>オプトアウトによる第三者提供の禁止</u>。